

# 農林水産商工委員会資料

## (農林水産部所管分)

### ■付託議案

#### 【条例案】

- ①第131号議案 島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例 … P 1～2

#### 【予算案】

- ①第122号議案 令和2年度島根県一般会計補正予算（第8号）[関係分] … P 3～7

### ■報告事項

- ①2020年農林業センサス結果の概要（概数値）について（農林水産総務課） … P 8～10
- ②水産業における諸課題について（農林水産総務課、水産課、漁港漁場整備課） … P11～12
- ③美味しまね認証パートナーシップ協定の締結について（産地支援課） … P13～14
- ④米の需給動向と対策について（農畜産課） … P15～16

令和2年12月8日  
農 林 水 産 部



## 島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例について

農林水産部

### 1. パブリックコメント

- (1) 意見募集期間 令和2年9月7日～10月6日  
 (2) 意見件数（意見提案者数） 10件（5名）  
 (3) 主な意見

No.	主な意見	県の考え方
<b>1 対象となる農産物</b>		
①	全国的には「農作物」が主流だが、「農産物」とする必要性が不明	本条例の対象は、稲・麦等に限定されるべきではなく、園芸作物等も含めて農産物全般を対象としている。農産物を具体的に規定すると対象を限定することとなるため、あえて明記していない
②	「農産物」の具体的な表記をすべきではないか	
③	県特産あるいは在来種の種子の保護、保全及び育成に努めることを謳ってほしい	今回の条例の目的は、今後の種子等の安定的な確保に関する県の責務や措置等を規定することとしている
④	農産物の指定はどのようにするか。県等で新作物の開発等がなされた時、それは当該農産物となりうるのか	県は、農産物の需要の見通し、農業者の種子等の調達状況などの観点から、新品種も含めて知事が別に定める品種を計画的に生産していく
<b>2 目的（安全・安心）について</b>		
⑤ ⑥	目的に「県民に安全・安心な作物を提供するため」ということの記載をお願いしたい	今回の条例の目的は、農業者が種子等を円滑に調達できるよう、今後の種子等の安定的な確保に関する県の責務や措置等を規定すること。安全・安心な農産物の生産については、しまね食と農の県民条例に規定されており、具体的には美味しまね認証制度等の施策により取り組む
<b>3 関係機関等の範囲について</b>		
⑦	関係機関とは、どの範囲までを示しているか	農業者団体、他の都道府県、県内外の種子等生産者団体、種子等を扱う民間事業者等を想定している
<b>4 種子及び種苗の生産・保存について</b>		
⑧	種子の保存について表記すべき	県内で計画的に種子等の生産を行う品種については、県が原種及び原原種を生産する
⑨	原種子を守る対策をとっていただきたい	
<b>5 審査について</b>		
⑩	審査の基準及び方法について、知事が定める中身はどういうものか。その内容は公表されるのか。種子等の「安全性」の確保の視点は盛り込まれるのか	審査の具体的な内容については、現在の要綱等で異品種がないことなどを基準としており、今後も同様に位置づけて取り組む。条例に基づく要綱等を策定した際には、関係機関等への通知や県HP掲載等を行う

## 2. 「島根県農産物の種子等の安定的な確保に関する条例（仮称）」の概要からの主な修正点

概 要（パブコメ時点）	条 例 案
<p>島根県農産物の種子等の安定的な確保に関する条例（仮称）</p> <p>1 目的 この条例は、農産物の種子・種苗（以下「種子等」といいます。）を安定的に確保することに関し必要な事項を定めることにより、多様化する需要に応じた的確な農産物の生産を促進し、もって本県農業の持続的な発展に寄与することを目的とします。</p>	<p>島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、農産物の種子及び種苗（以下「種子等」という。）の確保に関し必要な事項を定めることにより、多様化する需要に応じた<u>的確に農産物を生産するために必要な種子等の安定的な確保を図り</u>、もって本県農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>4 農産物の種子等の確保の基本 (3) 県は、気象災害、社会情勢の変化等により、農産物の種子等の確保が困難となる場合に備え、<u>関係機関等と連携して予め措置を講ずるものとします。</u></p>	<p>（種子等の確保の基本） 第4条 3 県は、気象災害、社会<u>経済</u>情勢の変化等により、<u>農業者が種子等を調達することが困難となる場合に備え、他の都道府県との協力により種子等を安定的に確保する仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>
<p>5 農産物の種子等の生産 (1) 県は、農産物の需要の見通しや農業者の種子等の確保状況等を鑑みて、<u>必要な農産物の種子等を計画的に生産するものとし、そのために必要な措置を講ずるものとします。</u> (2) 知事は、前項の種子等の計画的な生産のため、<u>知事が別に定める品種の原種及び原原種の生産、ほ場の指定、審査、指導等を行うものとします。</u></p>	<p>（種子等の生産） 第5条 県は、農産物の需要の見通し、農業者の種子等の<u>調達状況等に鑑み</u>、知事が別に定める品種の<u>種子等が計画的に生産されるよう、次条から第8条までに掲げる措置を行うものとする。</u></p>
<p>8 原種及び原原種の生産 (2) 知事は、<u>農業者の申請に応じて原種又は原原種が適切かつ確実に生産されると認められるほ場を原種又は原原種の生産ほ場として、指定することができます。</u></p>	<p>（原種及び原原種の生産） 第8条 2 知事は、<u>県以外の者が経営するほ場において原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認めるときは、当該ほ場を、当該者の申請に応じ、指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>附 則 （経過措置） 2 この条例の施行の日前に知事がした指定その他の行為又はこの条例の施行の際現にされている指定の申請その他の行為であって、第6条及び第8条の規定による行為に相当するものは、それぞれこれらの規定によりされたものとみなす。</p>

## 3. 今後のスケジュール

令和3年4月1日施行

## 農林水産部 令和2年度11月補正予算の概要

## 1 目的別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
款2. 総務費	15,934	0	15,934	100.0
款6. 農林水産業費	46,769,646	48,535	46,818,181	100.1
款11. 災害復旧費	2,299,898	0	2,299,898	100.0
部合計	49,085,478	48,535	49,134,013	100.1

## 2 課別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)	
農 業	農林水産総務課	5,700,198	0	5,700,198	100.0
	農業経営課	5,263,927	0	5,263,927	100.0
	産地支援課	2,870,954	33,535	2,904,489	101.2
	農畜産課	2,509,463	35,000	2,544,463	101.4
	しまねブランド推進課 (農林水産業費)	311,619	0	311,619	100.0
	農村整備課	3,463,867	0	3,463,867	100.0
	農地整備課	9,906,546	0	9,906,546	100.0
	(小計)	30,026,574	68,535	30,095,109	100.2
林 業	林業課	5,702,237	△20,000	5,682,237	99.6
	森林整備課	7,130,162	0	7,130,162	100.0
	(小計)	12,832,399	△20,000	12,812,399	99.8
水 産 業	水産課	2,814,298	0	2,814,298	100.0
	漁港漁場整備課	3,412,207	0	3,412,207	100.0
	(小計)	6,226,505	0	6,226,505	100.0
部合計	49,085,478	48,535	49,134,013	100.1	

## 3 特別会計

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
農林漁業改善資金	806,708	0	806,708	100.0
中海水中貯木場	17,096	0	17,096	100.0
部合計	823,804	0	823,804	100.0

## 令和2年度11月補正予算 農林水産部 課別一覧表

### (1) 産地支援課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
<b>総計</b>	2,870,954	33,535	2,904,489	<b>[財源] 県 33,535</b>
1 しまね農林水産業みんなで応援事業費	25,780	△ 5,837	19,943	事業実績に基づく減
2 経営継続・次期作緊急支援事業費	87,000	39,372	126,372	

### (2) 農畜産課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
<b>総計</b>	2,509,463	35,000	2,544,463	<b>[財源] 県 35,000</b>
1 経営所得安定対策直接支払推進事業費	104,636	35,000	139,636	水田農業経営安定推進緊急対策

### (3) 林業課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
<b>総計</b>	5,702,237	△ 20,000	5,682,237	<b>[財源] 県 △20,000</b>
1 原木流通円滑化緊急対策事業費	67,200	△ 20,000	47,200	事業実績に基づく減

○債務負担行為 ※議案その一 P17

(変更分) 県営水利施設等保全高度化事業費

繰越明許費

【一般会計】

(単位：千円)

課名	繰越限度額	11月補正	件数	繰越理由					
				補助決定遅延	用地買収遅延	資材入手困難	関連事業遅延	設計変更	その他
農林水産部計	4,011,863	4,011,863	77	0	32	0	8	37	0
農村整備課	277,037	277,037	4					4	
農地整備課	1,403,590	1,403,590	16		5		1	10	
森林整備課	1,786,679	1,786,679	51		27		5	19	
漁港漁場整備課	544,557	544,557	6				2	4	

## 経営継続・次期作緊急支援事業

農 林 水 産 部

[産地支援課]

### 1. 事業の申請状況

6月補正予算で財源措置した、経営継続・次期作緊急支援事業について実施事業者を募ったところ、美味しまね認証（GAP）への新たな取組に対して、予算額を上回る多数の申請（156件）があった。

#### 【参考：経営継続・次期作緊急支援事業 事業内容】

- ① 契約取引生産支援（契約取引を継続するために必要な掛かり増し経費を支援）
- ② 生産転換取組支援（需要のある生産への転換を進めるための経費を支援）

#### 不足分はこのうち美味しまね認証にかかるもの

- ・ 内容 認証取得に必要な環境整備に要する経費（農薬保存庫や検査代等）

10a あたり 2 万円、上限 100 万円/経営体

飼育牛 1 頭当たり 1 万円、上限 50 万円/経営体

- ③ 肉用牛販路拡大取組支援（肥育農家の経営体質強化のための販路拡大取組支援）

### 2. 補正予算額 39,372 千円

（6月補正予算額 87,000 千円 補正後予算額 126,372 千円）



# 水田農業経営安定推進緊急対策

農 林 水 産 部

[農 畜 産 課]

## 1. 事業の背景と目的

- ・ 令和2年6月末の全国の主食用米の民間在庫量は、4年ぶりに「価格急落」の目安となる200万トンを超え、コロナ禍が長期化する中で令和2年産米、令和3年産米の価格低下を懸念
- ・ こうした中で、農業経営を継続し安定させるためには、需要に応じた米の生産や収益性の高い水田園芸への転換が不可欠
- ・ コロナ禍の影響により、地域における十分な推進活動（集落座談会等）ができない状況

## 2. 事業概要

(1) 実施主体：地域農業再生協議会 県内18協議会

(2) 支援内容：地域農業再生協議会の推進活動費

### 【想定される用途】

① 座談会に代えて、各農業者への資料の送付

座談会、説明会の代替として資料を郵送する経費および農業者の意向を把握するための経費

② 水田園芸に転換する意欲のある農業者や、転作作物生産者に対する独自支援  
需要に応じた米生産のため水田園芸等の米以外の作物へ転換する生産者に対する助成経費

③ 主食用米やそれ以外の作物の販路開拓活動

転換する品目の需給状況調査、販促活動を行うための経費

(3) 補助率等：1／2

1 地域協議会当たりの補助上限を5,000千円とし、要望額が予算額を超えた場合は、地域毎の水田面積のシェア率等で補助金額を算定

3. 補正予算額 35,000千円

## 2020年農林業センサス結果の概要（概数値）について

農 林 水 産 部  
[農林水産総務課]

### 1 農林業センサスについて

○農林業の生産構造や就業構造、農山村の実態とその変化を明らかにするために  
5年ごとに農林水産省が実施する調査

○2020年農林業センサス

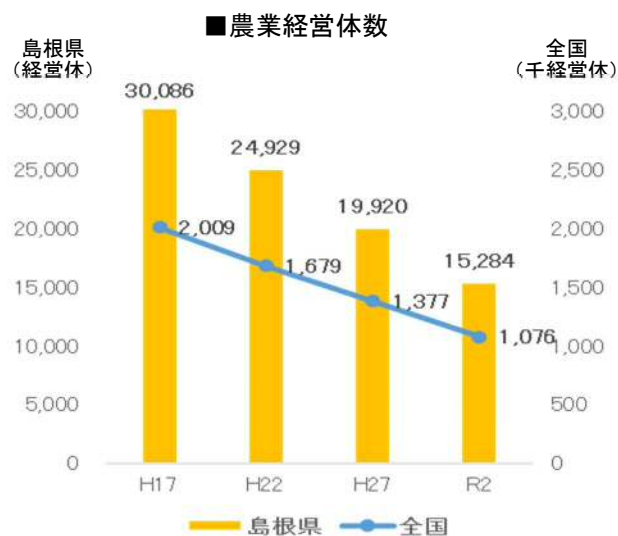
- ・調査期日 令和2年2月1日現在
- ・調査対象 全ての農林業経営体等
- ・調査事項 農業労働力、林業労働力、経営耕地面積、農産物販売金額等
- ・令和2年11月27日に概数値公表。令和3年3月末までに確定値公表予定

### 2 調査結果の概要（主なものを抜粋）

#### (1) 農林業経営体の状況

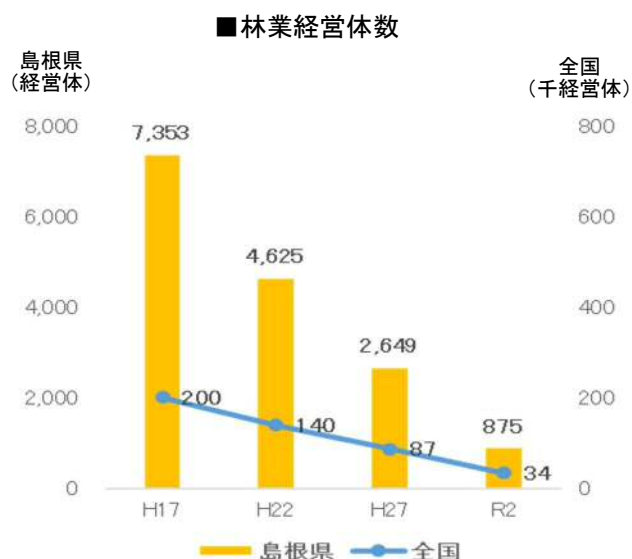
##### ① 農業経営体の状況

- ・全国の農業経営体数は107万6千経営体で、5年前に比べ、30万2千経営体（21.9%）減少
- ・島根県の農業経営体数は1万5,284経営体で、5年前に比べ、4,636経営体（23.3%）減少



##### ② 林業経営体の状況

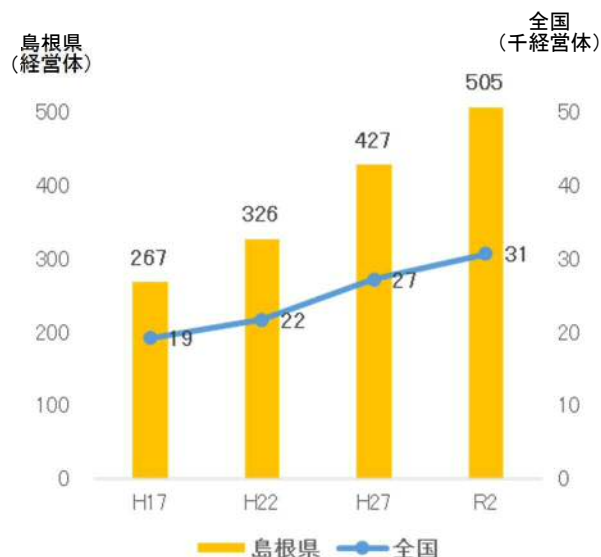
- ・全国の林業経営体数は3万4千経営体で、5年前に比べ、5万3千経営体（61.2%）減少
- ・島根県の林業経営体数は875経営体で、5年前に比べ、1,774経営体（67.0%）減少



## (2) 法人化している農業経営体の状況

- 全国の法人化している農業経営体数は3万1千経営体で、5年前に比べ、4千経営体（13.0%）増加
- 島根県の法人化している農業経営体数は505経営体で、5年前に比べ、78経営体（18.3%）増加
- 法人化率は、全国の2.8%に対し、島根県は3.3%と0.5ポイント高い

■法人化している農業経営体数



## (3) 経営耕地面積規模別の農業経営体の状況

- 全国、島根県ともに、5年前に比べ経営耕地面積10ha未満の農業経営体数は減少、10ha以上は増加
- 島根県の経営耕地面積10ha以上の農業経営体数は、5年前に比べ62経営体増加。増加率は20.4%で全国より15.7ポイント高い

■経営耕地面積規模別経営体数

			1ha未満	1~10ha	10ha以上
全国	経営体数	H27	741,363	583,119	52,784
		R2	566,245	454,171	55,265
	増減率 (%)	R2/H27	▲ 23.6	▲ 22.1	4.7
島根県	経営体数	H27	13,917	5,699	304
		R2	10,678	4,240	366
	増減率 (%)	R2/H27	▲ 23.3	▲ 25.6	20.4

■経営耕地面積10ha以上の経営体



#### (4) 農産物販売金額規模別の農業経営体の状況

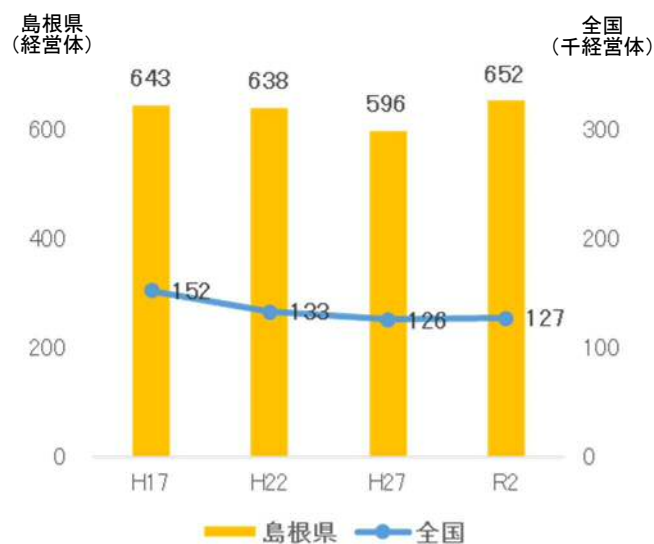
○ 5年前に比べ全国では農産物販売金額 1,000 万円未満の農業経営体数は減少、1,000 万円以上は増加。島根県では 500 万円未満は減少、500 万円以上は増加

○ 島根県の農産物販売金額 1,000 万円以上の農業経営体数は、平成 22 年からの 5 年間で 42 経営体減少したが、平成 27 年からの 5 年間で 56 経営体増加。この 5 年間の増加率は 9.4% で全国より 8.2 ポイント高い

■ 農産物販売金額規模別経営体数

			50万円未満	50～300万円	300～500万円	500～1,000万円	1,000万円以上
全国	経営体数	H27	602,391	466,691	85,221	97,416	125,547
		R2	385,498	388,188	83,305	91,649	127,041
	増減率(%)	R2/H27	▲ 36.0	▲ 16.8	▲ 2.2	▲ 5.9	1.2
島根県	経営体数	H27	12,410	5,764	600	550	596
		R2	8,142	5,312	577	601	652
	増減率(%)	R2/H27	▲ 34.4	▲ 7.8	▲ 3.8	9.3	9.4

■ 農産物販売金額 1,000 万円以上の経営体数



## 水産業における諸課題について

【農林水産総務課、水産課、漁港漁場整備課】

### 1. 漁港占用許可物件の調査について

#### (1) 唐鐘漁港の荷さばき所（JFしまね所有）の対応

4月1日 改修計画の提出を条件に付し、占用許可期間を3ヶ月（6月30日まで）に短縮して許可。

7月15日 6月30日までに改修計画の提出がなかったため監督処分（使用禁止）にかかる聴聞を実施。  
所有者のJFしまね浜田支所は事実関係を認め、監督処分（使用禁止）についても意見なし。

8月3日 使用禁止命令  
○命令内容  
①荷さばき所用地の使用を10月1日以降禁止  
②荷捌き所の撤去計画を9月30日までに提出すること

9月28日 JFしまね浜田支所長より撤去計画提出  
・令和2年度中の撤去を計画。工期は3ヶ月の予定。  
・荷さばき所は補助事業により整備しており、財産処分に関する国の承認が必要。水産庁に承認申請手続き中。承認が下り次第、早急に撤去に着手する。

#### (2) その他の占用物件の調査

全占用物件1,444件のうち798件について実施し、老朽化が著しいものや利用実態が確認できないものについては、所有者へ意向調査を実施し、占用物件の修繕や撤去など適正な漁港施設の利用を促す。

##### ① 調査の進捗状況

・11月末時点で、798件のうち748件について、目視等で老朽化の状況や利用実態を把握。

##### ② 今後の進め方

・①の調査について、すべての占用物件を12月中に調査完了予定。  
・年明け以降所有者の意向を調査。その結果を踏まえ、令和3年4月以降修繕や撤去に向けた指導又は監督処分を行う。

## 2. JFしまねの常例検査の実施状況について

### (1) 検査期間等

支所等検査 10月 5日～10月 7日（3日間×5名）

本所等検査 10月 20日～10月 23日（4日間×6名：公認会計士を含む）

### (2) 検査結果

#### ① 前回指摘事項（25項目）に対する改善状況

改善済：16項目、改善中：1項目、未改善：8項目

#### ② 今年度指摘事項（前回の未改善項目等を含む）

- ・ 理事会、総代会議事録の備え置き不備
- ・ 販売仮受金、販売仮渡金、仮払金の処理の遅延
- ・ コンプライアンス委員会・研修会の未開催
- ・ 個人情報保護計画の未策定

など23項目（未確定）

### (3) 今後の進め方

#### ① 追加検査の実施（スケジュール調整後）

- ・ 水産振興協会会費の滞納状況・問題点
- ・ 直営鮮魚販売所の預金の処理状況
- ・ 島根県資源管理協議会からの業務委託事務の処理状況
- ・ 法人税、消費税滞納による加算税・延滞税の負担
- ・ 回収不能となった水産業者への貸付
- ・ 破綻状態にある会社の営業権取得
- ・ しまねの魚販売力強化事業補助金の報告の停滞
- ・ 業務上必要のない飲食費、旅費、交際費の支出

など、11月定例県議会で取り上げられた点及び新聞等で報道された点を踏まえ、追加検査を実施する。

- ・ 検査終了後に検査結果を通知（回答書の提出期限：通知後2ヶ月後）。
- ・ 指摘事項に対する回答書の提出を受け、引き続き改善状況の確認を行う。

## 美味しまね認証パートナーシップ協定の締結について

農林水産部  
[産地支援課]

### 1 概要

「美味しまね認証」(GAP)を進めていく上で、美味しまね認証のメリットが実感できる販売環境の構築は重要な課題。

このため、今年度より、美味しまね認証の取組を評価し、取引・支援いただける流通・販売事業者を「美味しまね認証パートナー企業」と位置付け、農業者にとって魅力的な販路を確保するとともに、商品づくりやマーケティング等についてアドバイスを受けながら、美味しまね認証製品のブラッシュアップ、販売先の拡大を進めていくこととしている。

この度、株式会社三越伊勢丹「伊勢丹新宿店」と「美味しまね認証パートナーシップ協定」を締結することとなった。

### 2 協定(調印式)について

- (1) 日 時 12月16日(水) 15:00~15:30
- (2) 協定期間 令和2年12月16日から令和3年12月15日(更新可)
- (3) 締結場所 伊勢丹新宿店(東京都新宿区新宿5丁目16-8北豊ビル)

### 3 今後の取り組み内容(予定)

- (1) 美味しまね認証製品の販路拡大に関する取組支援
  - ・商談会(当面はオンラインを予定)や産地視察によるマッチング
  - ・年2回程度の島根県フェアの開催(テスト販売等)
- (2) 美味しまね認証製品のPR等
  - ・知事によるトップセールスや「しまねっこ」による販促等によるPR
  - ・伊勢丹のオンラインサイトや訴求媒体への掲載
  - ・キッチンステージでの食体験提供(有償試食)
- (3) 生産者へのフィードバック
  - ・講演会等による最新の首都圏マーケット情報の提供 等

#### 【伊勢丹新宿店】(東京都新宿区)

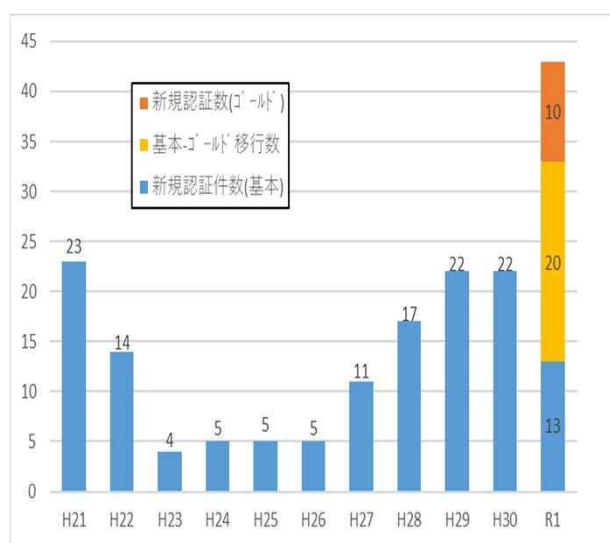
- ・三越伊勢丹ホールディングス傘下の株式会社三越伊勢丹が運営する百貨店
- ・本年6月に島根フェアを開催
- ・美味しまね認証製品の取扱実績  
牛肉、デラウェア、アムスメロン、アスパラガス、ブロッコリー、ミニトマト、乾燥イチゴ、小松菜、ほうれん草、水菜、クレソン 等

〔参考〕

## 美味しまね認証の取組状況

- 平成21年に、県版GAP認証制度である「美味しまね認証」を創設し、全国的にも早くからGAPの取組を推進
- 平成31年1月から、国際水準GAPである上位認証「美味しまねゴールド」を設定し、より高度な取組にレベルアップ
- 今年度より「島根県農林水産基本計画」において重点推進事項として推進
  - ・補助事業実施の翌年度末までの国際水準GAP取得を要件化
  - ・農業普及員がマンツーマンで認証取得を支援する体制を整備
  - ・(一財)しまね農業振興公社に審査を委託し審査体制を強化(農産物のみ)
  - ・伊勢丹新宿店と美味しまね認証パートナー協定を締結し販売環境を強化(12月16日)
- 生産者によるGAP推進の組織である「島根県GAP生産者協議会」が設立され、GAPを活用した農業経営を行おうとする生産者の動きが活発化

### ■美味しまね認証新規認証件数の推移



### ■販売環境づくり状況

- 美味しまね認証パートナー企業
  - ・伊勢丹新宿店
- 島根県GAP生産者協議会サポーター
  - ・グッディ
  - ・みしまや
  - ・ゆめタウン出雲
- 学校給食における取り扱い
  - ・15市町村、272校
  - ・「美味しまねの日」を実施



### ■GAPをめぐる生産者の動き

令和2年11月に「島根県GAP生産者協議会」(会長：竹下正幸氏)が設立された

○会員：76(生産者) サポーター：17(関係機関・流通関係者等)

○令和2年度の活動(計画含む)

- (1) 島根県GAP生産者協議会設立総会・GAP振興大会(11/10、リモート開催)
- (2) 学校給食と連携した食育活動(11/18、浜田市立松原小学校ほか)
- (3) GAP活用研修会(12/7・8、石見地方GAP普及・ビジネスセミナーほか)
- (4) 美味しまね認証取得者PR動画の制作
- (5) サポーターや美味しまね認証パートナー企業等との商談会等(予定)



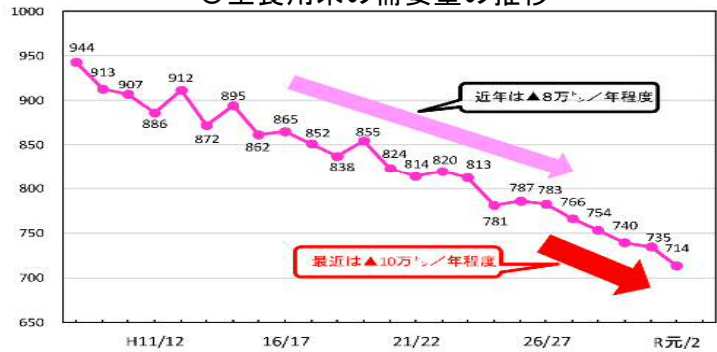
# 米の需給動向と対策について

農林水産部

## 1 米需給の動向

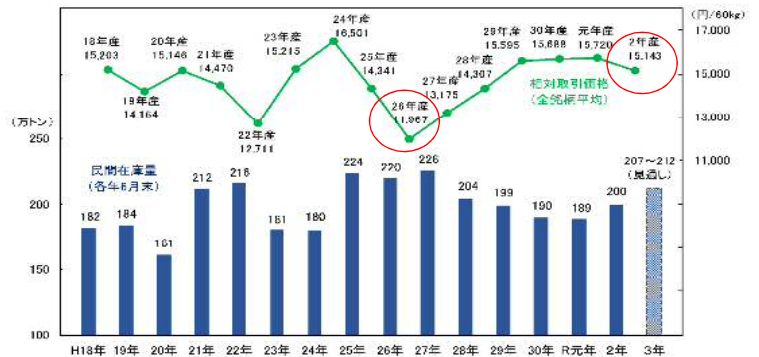
- 全国の主食用米の需要量は、近年では毎年約10万トン(1%以上)減少する中で、コロナ禍の影響により、業務用を中心に消費量が減退している状況
  - ※1人当たり消費量の減少も続いており、近年は56.9kg/人(2/3年=速報値)、56.2kg/人(3/4年=推計値)と推定

○主食用米の需要量の推移



- 令和2年6月末の全国の主食用米の民間在庫量は、4年ぶりに「価格下落」の目安となる200万トンを超え、令和3年6月末民間在庫量が207~212万トンと見込まれており、令和2年産米、令和3年産米の価格低下を懸念
  - ※適正在庫水準は180万トン程度

○相対取引価格と民間在庫量の推移



- 国から発表された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(11/5)」によると、
  - ・R2年産主食用米等の生産量は723万トン(作況指数101→99)
  - ・R3年産米の生産量は693万トン(R4年6月末民間在庫量が、R2年6月末民間在庫量を超えない水準になるものとして設定)
 ⇒全国30万トン、約6万haの減産が必要

○米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(抜粋)  
(単位: 万トン)

項目		全国
R2年6月末民間在庫量		200
R2年産主食用米等生産量		723
R3年6月末民間在庫量	A	207~212
R3年産主食用米等生産量	B	693
R3/4年主食用米等供給量計	C=A+B	900~905
R3/4年産主食用米等需要量	D	705
R4年6月末民間在庫量	E=C-D	195~200

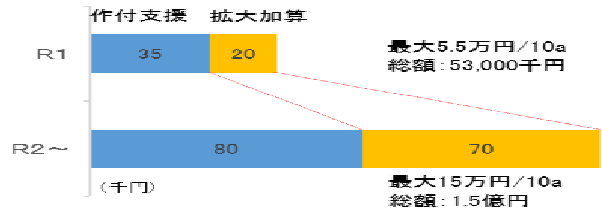
## 2 米の需給調整に関する基本的な考え方

- ①現在の米政策は、農業者が自らの経営判断で需要に応じた生産に向けて取り組むことが基本であり、県では、令和2年米から目安の提示は行っていない。
- ②県では、米依存から脱却し、水田園芸6品目など収益性の高い作物への転換を強力に推進する。
- ③主食用米から飼料米・WCS等の戦略作物への転換については、水田活用の直接支払交付金を活用することが原則であり、必要に応じて国へ要望していく必要がある。
- ④米は作付面積の6割を占める基幹的な作物であることから、昨今の需給動向の悪化を踏まえ、主食用米の更なる価格低下にも耐えられるような生産コストの低減(多収穫米、密苗等)に向けてより一層力を入れて取り組む。

### 3 島根県における水田農業の競争力強化の推進

- 今後の需要が見込まれ、機械化や省力化が可能な水田園芸県推進6品目を掲げ、安定的な販路も確保しながら、県・地域が一体となった取組を推進
- 令和元年度から、産地交付金の県枠メニューを設定し、令和2年度から水田園芸6品目に対する支援を大幅に拡充
- 平成30年から令和2年の2年間で作付面積が95haから207haへ2.2倍の拡大
- 今後、水田園芸推進6品目の更なる面積拡大が見込まれ、産地交付金の財源が不足することが想定されることから、予算の増額が必要

#### ○水田園芸を産地交付金の県域メニューで支援



#### ○水田園芸6品目の作付面積拡大 (ha)

	H30 (推計)	R1	R2 (見込み)
キャベツ	22	32	58
タマネギ	9	12	27
白ネギ	5	10	14
ブロッコリー	52	64	91
アスパラガス	3	4	5
ミニトマト	5	7	11
<b>合計</b>	<b>95</b>	<b>128</b>	<b>207</b>

※産地交付金県枠メニュー対象面積

### 4 国への提案・要望状況

- ①主食用米の需給及び価格の安定に向けて、国として、全国の産地に対し、需要に応じた生産を改めて徹底
- ②「水田活用の直接支払交付金」の十分な予算の確保と、「産地交付金」については、収益性の高い農業の拡大に向けて予算の増額
- ③水田園芸産地の拡大に向けて、「産地生産基盤パワーアップ事業」や、ほ場整備を進める農業農村整備事業の着実な推進